

# 平成29年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年7月28日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室

3. 出席委員 11名

会 長	2番	縣	次	男
副 会 長	11番	大 塚	弘	士
委 員	1番	大 津	雄	司
	3番	姫 野	康	二
	4番	坂 本	成	一
	5番	高 田		英
	6番	麻 生	俊之輔	
	7番	二ノ宮	政 広	
	8番	安 部	義 浩	
	9番	江 藤	国 子	
	10番	小 野	恵美子	

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の審議

② 農地法第4条の規定による許可申請の審議

③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④ 非農地判断の審議

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）の審議

⑥ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）の審議

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第7回由布市農業委員会総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 員  
異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 11番 大塚 弘士委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし。

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願ひします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1号～3号 3件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。議案1号～3号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

それでは議案 1号について、議席番号8番 安部 義浩委員より説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩委員

渡人と受人は親戚関係です。申請地は24番地、自宅が21番地。家のすぐ横を受人が買いたいということで話があり現地に行ってきました。受人は経営面積が33,000㎡、機械も持っております。審議の方よろしくお願ひします。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
議案 2号について、議席番号10番 小野 恵美子委員より説明の方をお願いします。

10番 小野 恵美子 委員  
渡人は、年齢がまだ若いのですが、体調を崩し、現在日出町の施設にはいっています。家もこちらにはもうありません。受人はライスセンターも大きくやっており、問題はないと思います。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
それでは議案 3号について、議席番号4番 坂本 成一委員さんより説明の方をお願いします。

4番 坂本 成一委員  
議案3号について説明します。渡人の土地の上下が受人の土地となっています。受人が上の田に水をあてていたところ、地震の関係かもしれませんが、地割れがして崩れてしまったんです。渡人の土地との境界もわからなくなり、復旧しても畑にならないということで受人が買い取るということになったとのこと。かなり急なところなので復旧しても法面になるだけなんです。慎重審議をお願いします。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案第4号～5号 2件)

議 長  
日程第2 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案 4号について、議席番号7番 二ノ宮 政広 委員さんより説明の方をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

申請人は高齢で、この土地の管理ができないということで、娘さんがおりますけれど娘さんもできないということですので植林したいということでございます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 5号については私のほうから説明いたします。5、6年以上耕作放棄地になっていて、藪というか、カズラがまった、そんな土地でございます。申請人は年配で当分お米を作ることもできないということで、アパートを建てて家賃収入を得たいということでありました。ご質問があればよろしくをお願いします。

9番 江藤 国子 委員

申請人は80歳を超えているんですが、住宅ローンなど組めるのでしょうか。

議長

〇〇〇〇会社(建設業者名)が建てて、そちらに家賃収入で払っていくということです。銀行をとおさずに、今ほとんどの建売がそんなふうになっているようです。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第6号～10号 5件)

議長

日程第3 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請につきましては、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案 6号につきましては、議席番号8番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩委員

議案6号について説明します。資料8ページから11ページです。場所は挾間から別府に抜ける別府向原線の石城小学校のそばです。福祉施設を建てたいということです。現況は田になっていますが水はけが悪く、いつも湿地の状態になるということで、米は植えておりませんでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 7号につきましては、議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司委員

資料の12ページからになります。分譲宅地造成用地として、3区画できる予定となっております。斜面が急ですので工事をしっかりした上でお願いしますと申しあげました。実行性はあると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 8号につきましては、また議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司委員

資料の15ページからになります。申請人が、一時転用で住宅展示場の駐車場にしておりましたが、農地にしっかり戻したあとの5条申請となっております。5か年計画で24区画、家を建てる予定と伺っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 9号につきましては、また議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司委員

資料の19ページからになります。こちらも分譲用地です。2区画で分譲住宅を建てるといことです。実行性に問題なくしっかりできると思います。

9番 江藤 国子 委員  
名前が違うのはどうしてですか。

1番 大津 雄司委員  
旧姓です。

事務局

登記簿上の所有者の名義を変えてないですね。実際現在は〇〇さんですが、戸籍謄本や除籍謄本等流れがわかるものが添付されており、同一人物であることは確認しています。

議長  
質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 10号につきましては、私のほうから説明します。資料の22ページをご覧ください。湯の坪街道の裏の県道沿いにあるほんのちょっとした三角の土地です。前に地目変更したときにここだけが残ったようなことを言うておりました。愛知県の方が持っていて、受人が福岡の人で申請地の隣近所の土地を持っているので売買の話が延びたようです。ご審議よろしくお願ひします。

議長  
質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

#### ■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第11号～16号 6件)

議長  
日程第4 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長  
一括して質疑はありませんか。

議長  
それでは、採決いたします。11号から16号について、現地の状況から判断して、

申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案第17号～21号 5件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議長

議案17号から19号については利用権継続設定の案件ですので、一括で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この継続設定の案件について、承認される委員の挙手を求めます。挙手多数により承認いたします。

議長

議案20号につきまして、事務局より補足があればお願いします。

事務局

議案20号の受人は73歳ですが、ネギなどを積極的に作っています。この農地を借りて作付けして経営していく上で問題ないと聞いております。

議案21号は中間管理の案件になります。公社に貸付けをして、それを農業者に貸付けをするという案件です。次の案件で、会長に最終的に貸付けをするという案件になっております。以上です。

議長

議案20号について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件について、承認される委員の挙手を求めます。挙手多数により承認いたします。

議長

議案21号について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件について、承認される委員の挙手を求めます。挙手多数により承認いたします。

■日程 第6 「農用地利用集積計画（案）の意見聴取について」  
(議案第22号 1件)

議長

日程 第6 農地利用配分計画(案)の意見聴取について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農地利用配分計画(案)の意見聴取について、議案朗読説明。

議長

議案22号については、私が農業委員会会議規則第12条の議事参与制限により退席しますので、副会長に議事進行をお願いします。

大塚 弘士 副会長

議案22号については、県会長が農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので、退席致しました。それでは議案22号について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件について意見を求めます。

(ありません。)

それでは、議案22号については、意見なしということで答申致します。県会長お入りください。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 次 男  
委員 大塚 弘 士